

入札監理小委員会における審議結果報告

「東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務 (国税庁事務管理センター)」

東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務（国税庁事務管理センター）について、当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

(1) 事業の概要（資料 A - 1）

○ 事業概要

東京国税局が管理する東京国税局管内に所在税務署が入居する単独庁舎 79 施設及び合同庁舎 7 施設、国税庁事務管理センター等の施設管理・運營業務のうち、国税庁事務管理センターの施設管理・運營業務を実施する。

具体的には、建物設備管理業務（エレベーター設備保守点検、空調設備保守点検、消防設備保守点検、給排水設備保守点検、監視カメラ設備保守点検など）、清掃業務、庁舎管理業務、植栽管理業務などの業務を行う。

○ 実施施設

国税庁事務管理センター（埼玉県朝霞市）

本館：地上 7 階地下 1 階

新館：地上 4 階

会議室（ミーティング）棟

エネルギーセンター

○ 事業期間等（資料 1 - 2、7/174 頁）

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間（第 3 期）

(2) 選定の経緯等

○ 選定の経緯

国の行政機関が所有する一般庁舎（単独庁舎、総合庁舎、合同庁舎等）の施設の管理・運營業務については、警備、施設管理、清掃等の業務ごとに民間委託等が実施されていることから一連の業務及び国の行政機関自らが実施している施設の管理・運営の総括業務を、包括化のうえ、複数年契約を前提とした官民競争入札等の対象とできないか検討し、その結果平成 22 年度に選定された。

○ これまでの経緯

- ・本事業は、平成 22 年度の基本方針において選定され、平成 23～25 年度の 3 年間（第 1 期）で市場化テストを実施し、事業評価において良好の評価を受け新プロセスに移行することとなった。
- ・平成 26～30 年度の 5 年間（第 2 期）を新プロセスとし実施した。
- ・令和元～5 年度の 5 年間（第 3 期）を新プロセスとして実施するための手続きを進めたところ、5 区分のうち国税庁事務管理センターの 1 区分が不調となった。この 1 区分については、4 月 1 日から間断なく業務を実施する必要

性があることから、平成 31 年 3 月 13 日に官民競争入札等管理委員会事務局と相談し、令和元年度に限り実施府省の責任において警備、施設管理・運営、清掃等に 3 分割し、一般競争入札を実施した。

- ・平成 31 年 4 月 23 日開催の第 534 回入札監理小委員会において上記について報告し、今後については検討のうえ改めて報告することとされた。
- ・今後について検討した結果、国税庁事務管理センター以外の 4 区分が令和元年度から令和 6 年度までの 5 年間で実施しているため、国税庁事務管理センターについては、1 年度遅れで令和 2 年度から令和 6 年度までの実施期間を 4 年間として実施することとした。

2. 今後についての検討結果について

○ 令和 2 年度から令和 6 年度までの 4 年間

国税庁事務管理センター以外の 4 区分が令和元年度から令和 6 年度までの 5 年間で実施しているところ、本事業については、令和元年度を一般競争入札により実施したことから、令和 2 年度から令和 6 年度までの実施期間を 4 年間として実施する。これにより、次期の事業実施において、他の区分と合わせて 5 区分として実施することが可能となる。

○ 業務の包括化

選定の経緯を踏まえ、警備、施設管理、清掃等の業務を包括化のうえ実施してきたところ、令和 2 年度からの実施において、本事業については人件費等の高騰などの理由から不調となり、年度当初から事業を実施する必要性から業務を 3 分割したが、関係事業者等へのヒアリング結果において、不調から事業開始までの期間が短く人員確保が困難であったが、人員確保のための時間が十分とれば分割しなくても対応可能とのことであったことから、令和 2 年度からの本事業については包括化のうえ実施する。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

「従来の実施状況に関する情報の開示」において、従来の実施に要した経費及び従来の実施に要した人員の内訳を開示することが必要

【対応 1】（資料 1－2、26/174 頁、29/174 頁）

従来の実施に要した経費の委託費等の内訳として、建築設備管理等業務、庁舎清掃等業務、庁舎警備業務などの区分毎に記載した。

また、従来の実施に要した人員の内訳として、委託事業者の従事者数などを記載した。

【論点 2】

達成すべき質及び確保すべき水準の「品質の維持」の項目として、(4)障害発生時及び緊急対応時の現地への所要時間（概ね 120 分以内）とあるが、適切な設定か検討が必要

【対応 2】（資料 1－2、6/174 頁）

当該項目を削除した。

緊急時の初期対応は常駐している警備員等が行うこととなっている。また、仕様書においては次のとおりとなっている。

- ・受託者は、当該施設で発生するあらゆる設備及び建築物の不具合について対応するものとし、監督職員及び施設管理者からの連絡を受けた後、概ね2時間以内に作業員を現地に派遣する。(資料1-2、60/174頁)
- ・停電、断水、その他人命にかかわる事態が生じている場合は、概ね1時間以内に作業員を現地に派遣する。(資料1-2、60/174頁)
- ・エレベーターにおいては、遠隔点検装置又は遠隔監視装置することとしたうえ、故障発生の際には、概ね30分を目途に技術者を現地に派遣しなければならない。(広域災害等の場合を除く)(資料1-2、67~68/174頁)

4. パブリック・コメントの対応について

令和元年10月21日から11月11日まで実施された意見招請において、意見等は寄せられなかった。

以上